

令和8年8月18日
担当課名：経営戦略部契約検査課
担 当：入札係
内 線：1351、1353
直 通：092-332-2102

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者 奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1
村本建設株式会社 代表取締役 久米 生泰
- 2 指名停止の期間 令和8年8月18日から令和8年11月17日まで（3月間）
- 3 事実概要
当該業者は、糸島市発注の「糸島市新庁舎建設工事」において、外壁に多数のクラックが生じ、また、防水の施工不良等の粗雑工事を行ったため。
- 4 指名停止の理由
上記の事実は、糸島市指名停止等措置規程別表第1第2号の規定に該当する。
従って、本件については、指名停止3月間とする。

【指名停止等措置規程別表第1第2号（過失等による粗雑工事に該当）】

措置要件	期 間
（過失等による粗雑工事） 2 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から1月以上6月以内